

三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業所得の向上と振興作物の産地化の推進を図るため、白ねぎ、ほうれんそう及びアスパラガスの新規植栽又は作付拡大に必要な植栽条件整備に要する経費及び機械等の購入に要する経費に対して、三次市振興作物産地化推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において、白ねぎ、ほうれんそう又はアスパラガスを継続して3年以上生産及び出荷し、規模拡大を行うもの
- (2) 個人にあつては、補助金の交付対象者及びその世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金額は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業着手前の現況写真

- (4) 事業実施位置図
 - (5) 営農計画書の写し又は農地の地名，地番，面積及び作物が確認できる書類
 - (6) ほ場の改良・整備に要する経費の見積書（植栽条件整備支援事業）
 - (7) 機械等の見積書（機械等購入支援事業）
 - (8) 個人情報閲覧に関する同意書
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付決定）

第5条 市長は，前条の申請書について内容を審査のうえ，適当と認めるときは，補助金額を決定し，申請者に対して三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により，通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第6条 申請者は，補助対象事業の内容を変更しようとする場合には，あらかじめ三次市振興作物産地化推進支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは，内容を審査のうえ，適当と認めるときは，補助金額を変更し，三次市振興作物産地化推進支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により，申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は，事業完了後速やかに，三次市振興作物産地化推進支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) ほ場の改良・整備に要する経費の領収書・納品書等の写し（植栽条件整備支援事業）
- (4) 機械等を購入したことが確認できる書類（機械等購入支援事業）
- (5) 補助対象事業の完成写真・補助対象機械等の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は，事業が完了した年度の翌年度から起算して3年

間、三次市振興作物産地化推進支援事業実施状況報告書（様式第6号）を毎年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額確定等）

第8条 市長は、前条第1項の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（遵守事項）

第10条 申請者は、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して3年以上は、対象となる作物の栽培を継続することとする。

2 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 交付決定年度の翌年度から起算して3年以内に離農した場合
- (4) その他補助金の使途が不相当と認められる場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市振興作物産地化推進支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第7条第2項、第10条及び第11条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月27日告示第99号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

対象作物	補助対象事業	対象要件	補助金額等
白ねぎ	(1) 植栽条件整備支援事業 ほ場の改良・整備等、 白ねぎを新規に植栽する ための条件を整備する事 業	事業実施 年度の作 付面積が 10アール以上で あり、3 年後(当 該年度を 含む。) の作付面 積の目標 を30ア ール以上 とするこ と。	(補助率) 補助対象事業に要した経費か ら消費税及び地方消費税相当 額を控除した額の2分の1以 内とする。ただし、農業経営 基盤強化促進法(昭和55年 法律第65号)第12条の農 業経営改善計画の認定を受け ている農業者(以下「認定農 業者」という。)及び同法第 14条の4第1項の青年等就 農計画の認定を受けている農 業者(以下「認定新規就農者 」という。)は、補助対象事 業に要した経費から消費税及 び地方消費税相当額を控除し た額の3分の2以内とする。 補助金の額に千円未満の端数 があるときは、これを切り捨 てる。 (補助上限額) 認定農業者及び認定新規就農 者は300万円、認定農業者 及び認定新規就農者以外の農 業者は100万円を補助限度 額とする。
	(2) 機械等購入支援事業		(補助率)

	<p>白ねぎの生産及び出荷に必要な機械等（別表第2に掲げる機械等）を新たに購入して作業を実施する事業とする。ただし、当該機械の更新及び高度化は、補助対象外とする。</p>		<p>機械の購入経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>（補助上限額）</p> <p>補助上限は、100万円とし、申請は、1回限りとする（次年度以降は対象外）。</p>
ほうれんそう アスパラガス	<p>(1) 植栽条件整備支援事業 ほ場の改良・整備、資材（ハウス又はかん水施設）の購入等、ほうれんそう又はアスパラガスを新規に植栽するための条件を整備する事業</p>	<p>事業実施 年度の作付面積が5アール以上であること。</p>	<p>（補助率）</p> <p>補助対象事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、補助対象事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の3分の2以内とする。補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（補助上限額）</p> <p>認定農業者及び認定新規就農者は300万円、認定農業者及び認定新規就農者以外の農業者は100万円を補助限度額とする。</p>
	<p>(2) 機械等購入支援事業</p>		<p>（補助率）</p>

	<p>ほうれんそう又はアスパラガスの生産・出荷に必要な機械等（別表第2に掲げる機械等）を新たに購入して作業を実施する事業とする。ただし、当該機械の更新及び高度化は、補助対象外とする。</p>	<p>機械等の購入経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>（補助上限額）</p> <p>補助上限は、100万円とし、申請は、1回限りとする（次年度以降は対象外）。</p>
--	---	--

別表第2（第3条関係）

補助対象機械等一覧

対象作物	機械名称
白ねぎ	播種機
	移植機
	管理機（実施作業に必要なアタッチメントを含む。）
	皮むき機
	コンプレッサー
	根葉切り機
	結束機
	その他、生産・出荷に必要と認められる機械等
ほうれんそう	播種機
	袋詰機
	土壌消毒機（自走式、トラクターけん引）
	循環扇
	その他、生産・出荷に必要と認められる機械等
アスパラガス	バーナー
	防除機
	堆肥散布機

その他，生産・出荷に必要と認められる機械等